

第 I 章 総 括

1 組織・機構

(1) 沿 革

「狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）」及び「動物の保護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」に基づく業務については、本県では保健所において執行されていたが、動物愛護は、動物とともに暮らす生活の中で育む文化の一部となり、私たちの生活環境は大きく様変わりし、人々の考え方、価値観も、「心の豊かさ」、「心の癒し」を求めるようになってきた。

また、動物を飼われる方も増え、家族の一員として一緒に暮らすという方向に変わりつつある。その一方で、動物に対する理解や知識の不足から、動物への虐待、捨て犬・捨てねこの増加、人への危害の発生など動物をとりまくさまざまな問題が生じている。

こうした状況の中、動物の保護管理業務の効率化及び動物愛護、適正飼養の普及啓発を行う拠点として、「人と動物が共生する潤いのある社会づくり」を目指して、平成 12 年 4 月「和歌山県動物愛護センター」が設置された。

また、野生鳥獣の保護は、自然との共生の観点から関心が高まってきており、負傷鳥獣保護、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護に関する調査研究棟の効果的実施をする拠点として「和歌山県鳥獣保護センター」が併設された。

昭和 25 年 8 月	「狂犬病予防法」施行
昭和 32 年 12 月	「和歌山県飼い犬等取締条例」施行
昭和 49 年 4 月	「動物の保護及び管理に関する法律」施行
昭和 61 年 12 月	和歌山県長期総合計画に動物愛護センター計画を盛り込む
平成 5 年 4 月	「和歌山県の動物行政在り方検討委員会」設置
平成 7 年 3 月	「和歌山県の動物行政在り方検討委員会」報告書を知事に提出
平成 8 年 3 月	基本構想策定
平成 9 年 3 月	基本計画（機能・運営計画）策定
平成 9 年 4 月	第 8 次鳥獣保護事業計画書に鳥獣保護センターの設置を盛り込む
平成 9 年 11 月	展示物基本設計策定

平成 10 年 3 月	建設用地取得
平成 10 年 5 月	建築基本・実施設計完了
平成 10 年 7 月	展示物実施設計策定
平成 10 年 12 月	動物愛護センター建設工事着工
平成 11 年 3 月	動物愛護センター敷地内に鳥獣保護センターの併設が決定
平成 11 年 10 月	鳥獣保護センター建築工事着工
平成 12 年 3 月	展示物制作業務完了
平成 12 年 3 月	動物愛護センター・鳥獣保護センター竣工
平成 12 年 4 月	「和歌山県動物の保護及び管理に関する条例」施行
平成 12 年 4 月	和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター業務開始
平成 12 年 12 月	「動物の愛護及び管理に関する法律」改正
平成 12 年 12 月	「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」改正
平成 14 年 6 月	「わうくらす」を開始（野上町立野上小学校）
平成 14 年 10 月	「身体障害者補助犬法」施行
平成 17 年 6 月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成 18 年 6 月	「動物の愛護及び管理に関する法律」改正施行
平成 18 年 10 月	環境省「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」告示
平成 20 年 4 月	和歌山県動物愛護管理推進計画を施行
平成 21 年 3 月	和歌山県譲渡事業促進プログラムを施行
平成 25 年 9 月	「動物の愛護及び管理に関する法律」改正施行